

社会福祉法人長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程

令和2年3月17日制定

長井市社会福祉協議会育児・介護休業等に関する規程（平成19年9月27日制定）の全部を改正する。

第1章 目的

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の育児・介護休業（出生時育児休業を含む。以下同じ。）、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めることを目的とする。

第2章 育児休業制度

（育児休業の対象者）

第2条 育児のために休業することを希望する職員（社会福祉法人長井市社会福祉協議会職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第2条に規定する登録職員（以下「登録職員」という。）を除く。）であって、満1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規程の定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、契約職員にあっては、申請時点において、子が1歳6か月（第5項又は第6項の申出にあっては2歳）になるまでに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

2 配偶者が職員と同じ日から又は職員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、職員は子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前産後休暇期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業することができる。

3 次の各号のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業することができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第5条第3項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

（1）職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業していること。

（2）次のいずれかの事情があること。

① 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

② 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になっ

た場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に育児・介護休業法第5条第3項の休業をしたことがないこと。

4 前項の規定にかかわらず、産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第1項に基づく休業(配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む。)が終了し、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

5 次の各号のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日応当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日応当日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 職員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業していること。

(2) 次のいずれかの事情があること。

① 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

② 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日応当日以降に育児・介護休業法第5条第4項に基づく休業をしたことがないこと。

6 前項の規定にかかわらず、産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第3項又は第4項に基づく育児休業(再度の休業を含む。)が終了し、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

(育児休業の申出の手続等)

第3条 育児休業をすることを希望する職員は、原則として育児休業を開始しようとする日(以下「育児休業開始予定日」という。)の1か月前(前条第3項から第6項に基づく1歳及び1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前)までに育児休業申出書(様式第1号)を会長に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約職員(職員就業規則第2条に規定する契約職員のうち雇用期間の定めのある者をいう。以下同じ。)が雇用契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 前条第1項に基づく申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。

(1) 前条第1項に基づく休業をした者が前項後段の申出をしようとする場合

(2) 配偶者の死亡等特別な事情がある場合

3 前条第3項又は第4項に基づく休業の申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 前条第3項又は第4項に基づく休業をした者が第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第3項又は第4項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

4 前条第5項又は第6項に基づく休業の申出は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 前条第5項又は第6項に基づく休業をした者が第1項後段の申出をしようとする場合

(2) 産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより前条第5項又は第6項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前産後休暇等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

5 法人は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

6 育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（様式第2号）を交付する。

7 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に会長に育児休業対象児出生届（様式第3号）を提出しなければならない。

（育児休業の申出の撤回等）

第4条 育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届（様式第4号）を会長に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

2 育児休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

3 第2条第1項に基づく休業の申出の撤回は、撤回1回につき1回休業したものとみなす。第2条第3項又は第4項及び第5項又は第6項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度の申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第3項又は第4項及び第5項又は第6項に基づく休業の申出をすることができ、第2条第3項又は第4項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第5項又は第6項に基づく休業の申出をすることができる。

4 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。

（育児休業の期間等）

第5条 育児休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第2項から第6項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、育児休業期間変更申出書（様式第5号）により会長に、育児休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第3項から第6項に基づく場合は、2週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了日の繰り下げ変更とも、原則として第2条第1項に基づく休業1回につき1回限り行うことができるが、同条第3項から第6項に基づく休業の場合には、同条第1項に基づく休業とは別に、子が1歳から1歳6か月に達するまで及び1歳6か月から2歳に達するまでの期間内で、それぞれ1回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

4 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話し合いのうえ決定した日とする。）

(2) 育児休業に係る子が1歳に達した場合等

子が1歳に達した日（第2条第2項に基づく休業の場合を除く。同条第3項又は第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6か月に達した日。同条第5項又は第6項に基づく休業の場合は、子が2歳に達した日）

(3) 育休申出者について、産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合

産前産後休暇、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第2条第2項に基づく休業において、出生日以降の産前産後休暇期間と育児休業期間の合計が1年に達した場合

当該1年に達した日

6 前項第1号に掲げる事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に会長にその旨を通知しなければならない。

（出生時育児休業の対象者）

第6条 育児のために休業を希望する職員（登録職員を除く。）であって、産後休暇をしておらず、子の出生日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内の子と同居し、養育する者は、この規程の定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、

契約職員にあっては、申請時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して 8 週間を経過する日の翌日から 6 か月を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

（出生時育児休業の申出の手続等）

第 7 条 出生時育児休業をすることを希望する職員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の 2 週間前までに出生時育児休業申出書（様式第 1 号）を会長に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の契約職員が雇用契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

2 前条第 1 項に基づく休業の申出は、一子につき 2 回まで分割できる。ただし、2 回に分割する場合は 2 回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

3 法人は、出生時育児休業申出書を受けとるに当たり、必要最低限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 出生時育児休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下この章において「出生時育児休業申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式第 2 号）を交付する。

5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育児休業申出者は、出生後 2 週間以内に会長に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

（出生時育児休業の申出の撤回等）

第 8 条 出生時育児休業申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届（様式第 4 号）を会長に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

2 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

3 第 6 条第 1 項に基づく休業の申出の撤回は、撤回 1 回につき 1 回休業したものとみなし、みなし含め 2 回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

4 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育児休業申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はなかったものをみなす。この場合において、出生時育児休業申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。

（出生時育児休業の期間等）

第 9 条 出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後 8 週間以内のうち 4 週間（28 日）を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

2 前項規定にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

3 職員は、出生時育児休業期間変更申出書（様式第 5 号）により会長に、出生時育児休業

開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業1回につき1回、また、出生時育児休業を終了しようとする日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）の2週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業1回につき1回行うことができる。

4 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話し合いのうえ決定した日とする。）

(2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した場合

子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から8週間を経過した日

(3) 子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した場合

子の出生日（出産予定日後に出生した場合は、出産予定日）以後に出生時育児休業の日数が28日に達した日

(4) 出生時育児休業申出者について、産前産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合

産前産後休暇、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

6 前項第1号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に会長にその旨を通知しなければならない。

第3章 介護休業制度

（介護休業の対象者）

第10条 要介護状態にある家族を介護する職員（登録職員を除く。）は、この規程の定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、契約職員にあつては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日（以下「介護休業開始予定日」という。）から93日経過日から6か月間を経過する日までに雇用契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、介護休業することができる。

2 この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の各号に掲げる者をいう。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

- (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
- (6) 上記以外の家族で法人が認めた者
(介護休業の申出の手続等)

第 11 条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業開始予定日の 2 週間前までに、介護休業申出書（様式第 6 号）を会長に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約職員が雇用契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された雇用契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

- 2 申出は、対象家族 1 人につき 3 回までとする。ただし、前項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りではない。
- 3 法人は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求められることがある。
- 4 介護休業申出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出書の提出をした者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱通知書（様式第 2 号）を交付する。
(介護休業の申出の撤回等)

第 12 条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届（様式第 4 号）を会長に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

- 2 介護休業申出撤回届が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。
- 3 同一対象家族について 2 回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、法人がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

第 13 条 介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として、通算 93 日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 職員は、介護休業期間変更申出書（様式第 5 号）により、介護休業を終了しようとする日（以下「介護休業終了予定日」という。）の 2 週間前までに会長に申し出ることにより、介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間変更届出書が提出されたときは、法人は速やかに当該介護休業期間変更届

出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であって、法人と本人が話し合いのうえ決定した日とする。）

(2) 申出者について、産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

6 前項第1号に掲げる事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に会長にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護等休暇

（子の看護等休暇）

第14条 小学校第3学年修了までの子を養育する職員（登録職員を除く。）は、次に定める当該子の世話等のために、職員就業規則第38条、社会福祉法人長井市社会福祉協議会継続雇用職員就業規則（以下「継続雇用職員就業規則」という。）第13条及び社会福祉法人長井市社会福祉協議会契約職職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）第28条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間に10日を限度として子の看護等休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話

(2) 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること

(3) 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話

(4) 当該子の入園（入学）、卒園式への参加

2 子の看護等休暇は時間単位で取得することができる。

3 取得しようとする者は、原則として、子の看護等休暇申出書（様式第9号）を事前に会長に申し出るものとする。

4 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第5章 介護休業

（介護休業）

第15条 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員（登録職員を除く。）は、職員就業規則第38条、継続雇用職員就業規則第13条又は契約職員就業規則第28条に規定する年次有給休暇とは別に、当該家族が1人の場合は1年間につき5日間、2人以上の場合は1年間につき10日間を限度として、介護休業を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 介護休暇は、時間単位で取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書（様式第9号）を事前に会長に申し出るものとする。
- 4 給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

第6章 所定外労働の制限

（育児・介護のための所定外労働の制限）

第16条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（登録職員を除く。）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する職員（登録職員を除く。）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

- 2 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書（様式第13号）を会長に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 3 法人は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限の各種証明書の提出を求めることがある。
- 4 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に会長に所定外労働制限対象児出生届（様式第3号）を提出しなければならない。
- 5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、当該請求はなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。
- 6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
 - (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
 - (3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 7 前項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会長にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第17条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（登録職員を除く。）が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族（登録職員を除く。）を介護する職員が当該家族を介護するために請求した場合には、職員就業規則第36条（継続雇用職員就業規則第12条及び契約職員就業規則第27条において準用する場合を含む。）の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月間について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書（様式第7号）会長に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第2項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3 法人は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

4 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に会長に時間外労働制限対象児出生届（様式第3号）を提出しなければならない。

5 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、当該請求はなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。

6 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日

(3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

7 前項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会長にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

(育児・介護のための深夜業の制限)

第 18 条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（登録職員を除く。）が当該子を養育するため又は介護状態にある家族を介護する職員（登録職員を除く。）が当該家族を介護するために請求した場合には、職員就業規則第 33 条（継続雇用職員就業規則第 12 条及び契約職員就業規則第 27 条において準用する場合を含む。）の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後 10 時から午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

(1) 在職 1 年未満の職員

(2) 請求に係る子又は 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する職員

① 深夜において就業していない者（1 か月について深夜における就業が 3 日以下の者を含む。）であること。

② 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。

③ 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）以内に出産予定でなく、かつ産後 8 週間以内でない者

(3) 1 週間の所定労働日数が 2 日以下の職員

(4) 所定労働時間の全部が深夜にある職員

3 請求をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 6 か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の 1 か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書（様式第 8 号）を会長に提出するものとする。

4 法人は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

5 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後 2 週間以内に会長に深夜業制限対象児出生届（様式第 3 号）を提出しなければならない。

6 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子の養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求はなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、会長にその旨を通知しなければならない。

7 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が 6 歳に達する日の属する年度の 3 月 31 日

(3) 請求者について、産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合

産前産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日

- 8 前項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、会長にその旨を通知しなければならない。
- 9 制限期間中の給与については、別途定める給与規程に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
- 10 深夜業の制限を受ける職員に対して、法人は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

(育児短時間勤務)

第19条 3歳に満たない子を養育する職員（登録職員を除く。）は、申し出ることにより職員就業規則第33条（継続雇用職員就業規則第12条及び契約職員就業規則第27条において準用する場合を含む。）に規定する所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする（1歳に満たない子を育てる女性職員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）。

- 2 前項の規定にかかわらず、1日の所定労働時間が6時間以下の職員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 3 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日（以下この条において「短縮開始予定日」という。）及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書（様式第10号）により会長に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書（様式第12号）を交付する。その他適用のための手続については、第3条から第5条までの規定（第3条第2項及び第4条第3項を除く。）を準用する。
- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
- 5 期末・勤勉手当は、その算定対象期間に1か月以上本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じた減額を行うものとする。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

（柔軟な働き方を実現するための措置）

第20条 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（登録職員を除く。）は、次のいずれか1つを選択し申し出ることができる。

- (1) 育児のための所定労働時間の短縮（育児短時間勤務）

(2) 職員が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の取得

- 2 前項第1号に規定する育児短時間勤務を選択する職員の所定労働時間は、職員就業規則第33条（継続雇用職員就業規則第12条及び契約職員就業規則第27条において準用する場合を含む。）に規定する所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。
- 3 1日の所定労働時間が6時間以下である職員からの育児短時間勤務の申出を拒むことができる。
- 4 育児短時間勤務の申出の手続きや給与等については、第19条第3項から第6項までの規定を準用する。
- 5 第1項第2号に定める養育両立支援休暇は、職員就業規則第38条（継続雇用職員就業規則第13条及び契約職員就業規則第28条において準用する場合を含む）に規定する年次有給休暇、本規程に定める子の看護等休暇及び介護休暇とは別に、1年間につき10日を限度として取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 6 養育両立支援休暇は、時間単位で取得することができる。
- 7 養育両立支援休暇を申し出る職員は、休暇を開始しようとする日及び終了しようとする日を明らかにして、原則として、休暇開始予定日の1か月前までに、養育両立支援休暇申出書（様式第14号）により会長に申し出なければならない。
- 8 養育両立支援休暇を取得しようとする者は、休暇の取得を希望する日の前日まで（育児による止むを得ない事情がある場合は、休暇取得当日の就業前まで）に、休暇の取得を希望する日又は時間を申し出た上で、承認を得るものとする。
- 9 養育両立支援休暇の取得期間の給与については、休暇を取得した日又は時間に相当する額を控除した額を支給する。
- 10 期末・勤勉手当は、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じた減額を行うものとする。
- 11 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

（介護短時間勤務）

第21条 要介護状態にある家族を介護する職員（登録職員を除く。）は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始日から3年の間で2回までの範囲内で、職員就業規則第33条（継続雇用職員就業規則第12条及び契約職員就業規則第27条において準用する場合を含む。）に規定する所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、1日の所定労働時間が6時間以下の職員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。
- 3 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日（以下この条において「短縮開始

予定日」という。)及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書(様式第11号)により会長に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、法人は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書(様式第12号)を交付する。その他適用のための手続については、第11条から第13条までの規定を準用する。

- 4 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づき、時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と諸手当を支給する。
- 5 期末・勤勉手当は、その算定対象期間に1か月以上本制度の適用を受ける期間がある場合においては、その期間に応じた減額を行うものとする。
- 6 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 その他の事項

(給与等の取扱い)

第22条 育児・介護休業中の期間については、基本給その他月ごとに支払われる給与は支給しない。

- 2 期末・勤勉手当についてはその算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。
- 3 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。
- 4 退職金の算定にあたっては、育児・介護休業をした期間を勤務したのものとして勤続年数を計算するものとする。ただし、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済分については、当該共済約款による。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第23条 介護休業により給与が支払われない月における社会保険料の被保険者負担分は、各月に法人が納付した額を翌月15日までに職員に請求するものとし、職員は法人が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰支援)

第24条 法人は、職員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該職員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、次の第1号及び第2号の措置を実施する。また、育児休業(出生時育児休業含む)及び介護休業の申出が円滑に行われるようにするため第3号の措置を実施する。

- (1) 当該職員に個別に育児休業(出生時育児休業含む)及び介護休業に関する制度等の周知及び制度利用の意向確認を実施する。
- (2) 当該職員ごとに育休復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎに係る支援、育児休業中又は介護休業中の職場に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護

休業等を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する。

(3) 職員に対して育児休業（出生時育児休業を含む。）及び介護休業に係る研修を実施するとともに相談窓口を設置する。

（復職後の勤務）

第 25 条 育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署及び職務とする。

2 前項の規定にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の 1 か月前又は介護休業終了予定日の 2 週間前までに正式に決定し通知する。

（年次有給休暇）

第 26 条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定にあたっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護等休暇及び介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

（育児休業、介護休業等に関するハラスメントの防止）

第 27 条 すべての職員は第 2 章から第 9 章の制度の申出及び利用に関して、当該申出及び利用する職員の環境を害する言動を行ってはならない。

2 前項の言動を行ったと認められる職員に対しては、職員就業規則第 67 条（継続雇用職員就業規則第 26 条及び契約職員就業規則第 41 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、厳正に対処する。

（法令との関係）

第 28 条 育児・介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規程に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略